



# 長野県報

11月30日(月)  
平成27年  
(2015年)  
第2729号

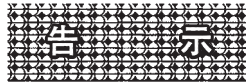
## 目次

### 告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課).....	1
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課).....	3
建築基準法に基づく構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更の届出(建築住宅課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民協働課).....	4
都市計画案の縦覧(3件)(都市・まちづくり課).....	5
長野県教育委員会表彰等規則に基づく表彰(教育政策課).....	5
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催(2件)(生活安全企画課).....	6



### 長野県告示第539号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こしはら内科クリニック	長野県塩尻市広丘吉田551-5	平成27年10月1日
しなの調剤薬局	長野県岡谷市本町4-11-3	平成27年10月1日
日本調剤 岡谷薬局	長野県岡谷市本町4-11-6	平成27年10月1日
クリーン歯科クリニック	長野県安曇野市豊科5826-2	平成27年7月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 北信総合病院	長野県中野市西1丁目5番63号	平成27年10月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 両小野診療所	長野県上伊那郡辰野町大字小野1290番地	平成27年10月1日

#### 2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
安曇野赤十字訪問看護ステーション	長野県安曇野市豊科5685	安曇野赤十字訪問看護ステーション	長野県安曇野市豊科5685	平成27年7月1日

地域福祉課

## 長野県告示第540号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

## 施術者

氏名	住所	指定年月日
窪田真也	長野県松本市和田68-21	平成27年10月1日
廣瀬光彦	長野県千曲市大字上徳間579-5	平成27年10月1日

## 施術所

名称	所在地	指定年月日
整骨院くぼた堂	長野県松本市芳野1-5	平成27年10月1日
さくら堂整骨院	長野県千曲市桜堂359-1 1階南号室	平成27年10月1日

地域福祉課

## 長野県告示第541号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
駒ヶ根市中沢10193の3、10195の1
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐は、択伐による。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第542号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村四徳279の155
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第543号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
上伊那郡中川村大草1679の26（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第544号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
飯山市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第545号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法

第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第546号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
安曇野市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第547号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上伊那郡南箕輪村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐は、択伐による。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第548号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
東筑摩郡朝日村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的  
土流の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
朝日村(次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び朝日村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第549号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定により、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地について次のとおり変更の届出がありました。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所  
株式会社グッド・アイズ建築検査機構  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号

- 2 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地  
(変更前)  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号  
(変更後)  
東京都新宿区百人町二丁目16番15号  
神奈川県横浜市中区尾上町4番57号
- 3 変更しようとする年月日  
平成27年12月1日

建築住宅課

長野県松本建設事務所告示第10号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

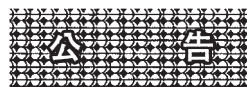
その関係図面は、告示の日から平成27年12月14日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年11月30日

長野県松本建設事務所長 石井杉男

- 1 路線名 兎川寺鎌田線
- 2 供用を開始する区間  
松本市深志1丁目783番地先から  
松本市中条641番の5地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成27年12月1日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年11月30日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日  
平成27年11月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人いやま
- 3 代表者の氏名  
木鋪 千代子
- 4 主たる事務所の所在地  
飯山市大字蓮2729番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、終末期にある方々等に心安らかにお過ごしいただく「ホームホスピスとがり」等を運営し、前述の方々の他、障がいのある方や子育て中の方、子ども、お年寄りなど、地域にお住まいの様々な人々にとって居心地のいい場所を提供し、もって在宅終末期医療福祉および地域福祉、児童福祉、障がい者福祉等に寄与することを目的とする。

県民協働課